平成２８年（フ）第９３４号
千葉県市川市行徳駅前４丁目１番１―303号（M・Yビル）
債務者　鈴木　　瞳（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９７６号
千葉県市原市ちはら台西２丁目12番地15
債務者　村田　　恵
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０４７号
千葉市稲毛区長沼原町786番地　ビライケノベ２号館236号
債務者　佐々木直紹
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０４９号
千葉県市原市若宮１丁目16番地18
債務者　中島　　稔
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０５７号
千葉市緑区おゆみ野４丁目33番地９　カサベルデ宗２―102号
債務者　高橋亜紀子
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０６６号
千葉県習志野市大久保２丁目10番７―101号
債務者　松村　　武
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０７０号
千葉県習志野市秋津２丁目５番６―105号
債務者　土器薗愛子
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０８０号
千葉県船橋市芝山２丁目５番１棟404号
債務者　山路美惠子
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０８３号
千葉市緑区誉田町２丁目2306番地11　コロニアル誉田106号
債務者　小出　智美
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２２６号
千葉県四街道市美しが丘３丁目１番１号（ハイツセイミヤ104）
債務者　福本ヤス子
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２２７号
千葉県市原市君塚５丁目25番地12　コモンシティハイツG104
債務者　福本由美子
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２３０号
千葉県印西市大森3585番地33　コーポコスモスB―105号
債務者　甲斐　紫乃（旧名信行）
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第９９８号
名古屋市中区古渡町14番13号　サンシャイン金山203号
債務者　権藤　佳明
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３５７号
名古屋市北区上飯田南町１丁目15番地　関西電力上飯田寮
債務者　樫村　明子
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３６９号
愛知県瀬戸市原山台２丁目16番309号
債務者　牧田喜八郎
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４１０号
愛知県春日井市神明町51番地４　カサヴェルディ神明E22号
債務者　古川　恵里
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５６０号
愛知県愛知郡東郷町兵庫３丁目12番地５
債務者　清水　理恵
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部